

**工事の総合評価落札方式に係る
評価基準等の一部見直しについて
(平成30年度 4月期)**

平成30年4月1日以降の公告案件より適用する。

平成30年 3月
九州地方整備局 港湾空港部

見直しの 内容

1. WTO対象工事における参加資格要件の緩和	1
2. 若手技術者の技術の習得機会の拡大に向けた取り組みについて	2
3. 競争参加資格確認申請時の配置予定技術者数について	3
4. 企業・技術者評価	
(1)「企業の施工能力」評価の見直し【必須項目】	
1)「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の見直し	4
(1)「企業の施工能力」評価の見直し【オプション項目】	
1)「若手技術者等の雇用・育成」の追加	5
(2)「配置予定技術者等の能力」評価の見直し【オプション項目】	
1)「配置予定技術者の年齢」の削除	6
5. オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の見直し	7
6. 総合評価落札方式の技術提案評価型(S型)課題提案型の試行について	8



1. WTO対象工事における参加資格要件の緩和

◆特定JVの代表者以外の構成員の企業の参加資格要件を緩和し、企業の参加機会の拡大を図る。(全国統一の取り組み)

【現行】 ○特定JVの代表者以外の構成員の企業における客観点数の要件

特定JVの代表者以外の構成員の企業における客観点数の要件

工事種別	代表者客観点数	構成員客観点数
港湾土木	1,150点以上	950点以上
港湾等しゅんせつ	950点以上	850点以上



【緩和】 ○特定JVの代表者以外の構成員の企業における客観点数の要件のさらなる緩和

特定JVの代表者以外の構成員の企業における客観点数の要件

工事種別	代表者客観点数	構成員客観点数
港湾土木	1,150点以上	850点以上
港湾等しゅんせつ	950点以上	750点以上

2. 若手技術者の技術の習得機会の拡大に向けた取り組みについて

◆建設業における若手技術者の活躍に向け、若手技術者(40歳未満)を主任(監理)技術者として配置する場合は、併せて技術指導者の配置を可能とし、技術指導者を配置する場合には、技術者評価の対象者を若手技術者ではなく、技術指導者とする。

また、若手技術者を配置する場合には工事の成績評定で加点することで、若手技術者の主任(監理)技術者としての登用を促すものである。(全国統一の取り組み) ※全工事対象

【現行】○技術者の評価について

評価対象とする技術者

工事区分	競争参加資格要件	総合評価項目(必須項目)		
	同種工事の実績	工事実績(同種性)の評価	工事成績の評価	表彰(優秀技術者)
全工事	配置予定技術者の実績	配置予定技術者の実績	配置予定技術者の実績	配置予定技術者の実績

発注区分	発注時工事難易度の運用	
本官	若手技術者 + 技術指導者(専任)	
分任官	若手技術者 + 技術指導者(非専任)	
	I ~ III	IV ~ VI
発注時工事技術的難易度評価		

【見直し】○技術者の評価について(若手技術者 + 技術指導者を配置する場合)

評価対象とする技術者(技術指導者を配置する場合)

※若手技術者は、昭和53年4月2日時点以降に生まれた人を対象とする。

工事区分	競争参加資格要件	総合評価項目(必須項目)			備考
	同種工事の実績	工事実績(同種性)の評価	工事成績の評価	表彰(優秀技術者)	技術指導者の要件
難易度が低い分任官工事 ○難易度: I ~ IIIの分任官工事	配置予定技術者の実績 ※若手技術者	技術指導者の実績 (非専任)	技術指導者の実績 (非専任)	技術指導者の実績 (非専任)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者に求める要件をすべて満たすこと。 定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度) 現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。 他の工事に主任(監理)技術者として従事しておらず、技術指導者としての配置が別件工事を含めて3件以内であること。
難易度が高い分任官工事、または本官工事 ○難易度: IV以上の分任官工事 ○本官工事	技術指導者の実績 (専任)	技術指導者の実績 (専任)	技術指導者の実績 (専任)	技術指導者の実績 (専任)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者に求める要件をすべて満たすこと。 現場代理人又は担当技術者として配置すること。 他の工事に技術者として従事していないものであること。 専任で配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。

3. 競争参加資格確認申請時の配置予定技術者数について

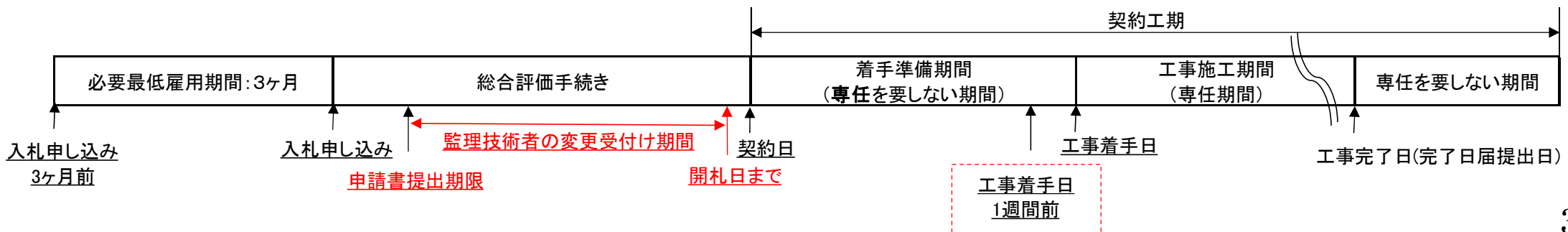
◆申請できる配置予定技術者を複数名申請から1名のみとすることにより、申請書類の削減や申請手続きの簡素化を図る。なお、申請書提出から開札日までは、配置予定技術者の変更を可能とする。(全国統一の取り組み) ※技術指導者についても同様とする。

【現行】 ○配置予定技術者の申請

- ・配置予定技術者の申請は複数名可能

【見直し】 ○配置予定技術者の申請

- ・配置予定技術者の申請は1名のみ
 - ・配置予定技術者の変更を開札日まで認める。
(変更する配置予定技術者は、変更前の配置予定技術者と同等以上の技術力が確保されること)
- ※任意着手制度の対象工事においては、配置予定技術者の変更は工事着手日(工期開始日)の1週間前まで認める。



4. 企業・技術者評価

(1) 「企業の施工能力」評価【必須項目】の見直し

1) 「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の見直し

◆「使用作業船の保有形態」における共同保有の評価は、これまで当該申請者の持ち分比率に応じて加点していたが、メリハリをつけたきめ細やかな評価を行うため、使用作業船の保有形態の配点に、当該申請者の持ち分比率を乗じて算出する。

【現行】

・共同保有は持ち分比率に応じて加点

	S型 I型[施工計画重視型]	I型[標準型] II型[標準タイプ]
共同保有(持ち分比率50%以上)	(1.00点)	(2.00点)
共同保有(持ち分比率20%以上50%未満)	(0.50点)	(1.00点)
共同保有(持ち分比率20%未満)	(0.25点)	(0.50点)

・算出例) 共同保有(持ち分比率30%)の場合 I型[施工計画重視型]
0.50点 ※共同保有(持ち分比率20%以上50%未満)

【見直し】

・使用作業性の保有形態の配点に当該申請者の持ち分比率を乗じて算出する。

	S型 I型[施工計画重視型]	I型[標準型] II型[標準タイプ]
共同保有(持ち分比率99%)	(0.99点)	(1.98点)
共同保有(持ち分比率98%)	(0.98点)	(1.96点)
⋮	⋮	⋮
共同保有(持ち分比率50%)	(0.50点)	(1.00点)
⋮	⋮	⋮
共同保有(持ち分比率30%)	(0.30点)	(0.60点)

・算出例) 共同保有(持ち分比率30%)の場合 I型[施工計画重視型]
 $1.00点 \times 0.30 = 0.30点$

4. 企業・技術者評価

(1)「企業の施工能力」評価【オプション項目】の見直し

1)「若手技術者等の雇用・育成」の追加

◆建設業就業者の割合として、3人に1人が55歳以上、29歳以下は9人に1人と高齢化が進行している。また、今後、団塊世代の大量離職による就業者数の不足が見込まれている中、新規入職者の確保・育成が必要なことから、「若手技術者等の雇用・育成の評価」をオプション項目として追加する。

【見直し】

「若手技術者等の雇用・育成」【オプション項目】の追加(対象はB・C等級向け工事)

評価	評価基準	加算点
A	平成 28 年 4 月 1 日以降に若手技術者を雇用した場合 又は、 当該企業に雇用されていた若手が平成 28 年 4 月 1 日以降に資格(※)を取得した場合	2.0
B	平成 28 年 4 月 1 日以降に中学校、高校、高専、大学等を卒業した若手の雇用(若手技術者を除く)。	1.0
—	該当なし	0.0

- ・若手技術者(若手)とは、「昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた人」を対象とする。
- ・競争参加企業との直接的な雇用関係にあることを条件とする。

○若手技術者とは

- ・建設業法第7条3の2項に示す資格保有者
- ・国土交通省省令で定める学科(高校、高専、大学)の卒業生

○若手の雇用とは

- ・若手技術者に該当しない者で、中学校、高校、高専、大学等の卒業生

※資格とは

建設業法に基づく技術検定合格者

【1級又は2級施工管理技士。分野は不問】

4. 企業・技術者評価

(2) 「配置予定技術者等の能力」評価【オプション項目】の見直し

1) 「配置予定技術者の年齢」【オプション項目】の対象工事種別の見直し

◆若手技術者の技術の習得機会の拡大に向けた取り組みの実施に伴い、従前のオプション項目「配置予定技術者の年齢」を廃止する。

【見直し】

廃 止

【参考】現行の評価内容

「配置予定技術者の年齢」

評価	評価基準	加算点
A	配置予定技術者の年齢が 40 歳未満で、かつ、ベテラン技術者を指導員として配置	2.0
B	配置予定技術者の年齢が 40 歳未満	1.0
—	配置予定技術者の年齢が 40 歳以上	0.0

5. オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の見直し

【現行】

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
5	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	JIS A 5308に規定する「レディミクストコンクリート配合計画書」の記載事項及びプラントにおける品質管理	標準的項目 オーバースペック	コンクリートの強度アップ、セメント種別の変更に関する提案、無筋コンクリートに混和材料(添加剤、改質剤含む)を添加する提案は評価しない。また、鉄筋コンクリートに混和材料(添加剤、改質剤含む)を添加する提案は、現場条件等を考慮して、特に効果が高いと評価できる場合に評価する。
19	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート打継ぎ面(目)への止水材設置、止水剤塗布、打継目処理剤、打継目接着剤使用	オーバースペック	打継目接着剤を使用する提案は、現場条件等を考慮して、特に効果が高いと評価できる場合に評価する。

【見直し】

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
5	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	JIS A 5308に規定する「レディミクストコンクリート配合計画書」の記載事項及びプラントにおける品質管理	標準的項目 オーバースペック	コンクリートに混和材料を添加する提案、また、コンクリートの強度アップ、セメント種別の変更に関する提案は評価しない。
19	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート打継ぎ面(目)への止水材設置、止水剤塗布、打継目処理剤、打継目接着剤使用	オーバースペック	打継目接着剤を使用する提案は、現場条件等を考慮して、特に効果が高いと評価できる場合に評価する。

6. 総合評価落札方式の技術提案評価型（S型）課題提案型の試行について

◆企業の技術力を活用する試行工事の実施

・従前の発注者が指定する課題に対して技術提案を求める指定テーマ型にかえて、当該工事の技術特性や目的物の構造特性を踏まえた課題及び技術提案を競争参加者に自由に提案させる課題提案型を試行。これにより企業の技術力が発揮され、さらなる品質向上が期待される。

【現行】 ○技術提案評価型(S型)標準タイプの例

評価項目		評価テーマ ※発注者が指定
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	(例)○○における○○の品質向上
社会的要請に関する事項	環境の維持
	交通の確保
	特別な安全対策	(例)○○における一般航行船舶に対する安全対策
	省資源対策又はリサイクル対策
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト
その他評価すべき事項 (任意設定)	

【見直し】 ○技術提案評価型(S型)課題提案型の試行

評価項目 (当該工事に該当する評価項目は発注者が指定)		評価テーマ ※競争参加者が設定
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	
社会的要請に関する事項	環境の維持	
	交通の確保	課題及び評価テーマを競争参加者が記載
	特別な安全対策	
	省資源対策又はリサイクル対策	
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	
その他評価すべき事項 (任意設定)		

6. 総合評価落札方式の技術提案評価型（S型）課題提案型の試行について

◆技術提案の評価基準について

・技術提案評価型(S型)課題提案型における技術提案の評価については、従来の技術提案評価型(S型)の評価方法による評価点に、競争参加者が設定する課題の評価によって決定される係数を乗じて、最終評価点とする。

$$\text{最終評価点} = (\text{従来の技術提案の評価}) \times (\text{課題の有効性の評価による係数})$$

【現行(評価例)】 ○技術提案評価型(S型)標準タイプの評価

技術提案の「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせによる最終判定及び評価点

評価項目	特に高い	>	高い	>	限定的	標準案に近い	標準案と同等
有効性	a	b ⁺	b	c ⁺	c	d	—
確実性	a		b		c	/	/
具体性	a		b		c		

【試行】

○技術提案評価型(S型)課題提案型の試行の評価

$$\text{最終評価点} = (\text{従来の技術提案の評価点}) \times (\text{課題の有効性の評価による係数})$$

技術提案の「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせによる最終判定及び評価点

評価項目	特に高い	>	高い	>	限定的	標準案に近い	標準案と同等
有効性	a	b ⁺	b	c ⁺	c	d	—
確実性	a		b		c	/	/
具体性	a		b		c		

課題の有効性の評価により設定される係数

評価項目	特に高い	>	高い	>	限定的
課題の有効性	◎		○		△
(係数)	1.00		0.75		0.50

6. 総合評価落札方式の技術提案評価型 (S型) 課題提案型の試行について

◆技術提案の評価事例

【現行(評価例)】 ○技術提案評価型(S型)標準タイプの評価

最終的な「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ					「d」の場合
	有効性「a」の場合	有効性「b+」の場合	有効性「b」の場合	有効性「c+」の場合	有効性「c」の場合	
A評価 (10.0点)	aaa					
B評価 (9.5点)	aab					
	aba					
C評価 (9.0点)	aac					
	abb					
	aca					
D評価 (8.5点)	abc					
	acb					

・評価例

技術提案の評価

aba評価(「有効性」 a、「確実性」 b、「具体性」 a)

最終評価点⇒B評価(9.5点)

【試行】 ○技術提案評価型(S型)課題提案型の試行の評価

最終評価点 = (従来の技術提案の評価点) × (課題の有効性の評価による係数)

最終的な「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ					「d」の場合
	有効性「a」の場合	有効性「b+」の場合	有効性「b」の場合	有効性「c+」の場合	有効性「c」の場合	
A評価 (10.0点)	aaa					
B評価 (9.5点)	aab					
	aba					
C評価 (9.0点)	aac					
	abb					
	aca					
D評価 (8.5点)	abc					
	acb					
E評価 (8.0点)	acc					
F評価 (7.5点)		b+aa				

評価項目	特に高い	>	高い	>	限定的
課題の有効性	◎		○		△
(係数)	1.00		0.75		0.50

・評価例

技術提案の評価

aba評価(「有効性」 a、「確実性」 b、「具体性」 a)

⇒B評価(9.5点)

課題の有効性の評価

△評価(限定的) 係数 (0.50)

最終評価点⇒aba「△」評価(4.75点)

※B評価(9.5点) × 0.5(係数)=4.75点